

全国大会規程

(所 管)

第1条 全国大会に関する重要な事項の審議および調整は全国大会委員会があたる。その運営は別に定める「全国大会委員会運営要綱」による。

(会期および開催地)

第2条 全国大会は毎年春季(3月下旬を原則とし、会場の都合により適宜決定)とし、平成20年以降の開催支部の順序は、原則として次の通りとする。

九州、北海道、東京、関西、中国、東海、東北、東京、四国、北陸。以降、これを繰り返す。

(会場の選定)

第3条 会場の選定依頼は大会開催の3年前までに、事務局から支部長へ行う。

2. 支部長は大会開催前の2年前までに会場選定案を事務局へ提出する。

3. 支部からの会場選定案は5月または6月開催の大会委員会で審議決定し、研究経営会議、理事会へ報告をする。

(講演等)

第4条 全国大会では一般講演、特別講演およびシンポジウム等を行なうものとし、全国大会委員会で企画、審議する。

2. 一般講演は電気学会誌の会告、電気学会ホームページ、メールマガジン、ポスターにより論文の投稿を募集する。

3. 特別講演は、全国大会委員会、実行委員会、論文委員会およびグループ委員会の各委員による提案課題に基づき行なう。

4. シンポジウムの課題の選定は、大会委員会で定める、シンポジウム取決めによる。

本部企画シンポジウムの計画・実行については、別に定める「全国大会本部企画シンポジウムに関する申し合わせ」による。

(講演論文集の編修)

第5条 講演論文集は、一般講演とシンポジウムをあわせて、適切なグループないしはグループ群単位の分冊編修とする。また、全論文掲載のCD-ROMを製作する。

(著作権の取扱い)

第6条 全国大会論文集等の著作権に関する基本的事項は、編修・規程3「著作権」による。

2. 全国大会での発表者に対する著作権の周知は、別に定める「電気学会全国大会投稿の手引き」による。

(経 理)

第7条 委員会は全国大会の収支予算を立案し、原則として大会終了3カ月以内に決算を研究経営会議へ報告する。予算ならびに決算は一般会計とする。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。

2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。

3. 平成8年1月23日、理事会において一部改正。

4. 平成14年9月10日、理事会において一部改正。
5. 平成17年7月20日、理事会において一部改正。
6. 平成17年10月12日、理事会において一部改正。